

# 大津市住生活基本計画の策定について

令和8年2月13日  
都市計画部 住宅政策課

# ①大津市の現状

# 大津市住生活基本計画の策定

## 1 事業の概要

本市では住宅政策に関して、空家対策、マンション施策、市営住宅などの個別計画を策定し施策を進めているが、「大津市住宅マネジメント計画」の計画期間が令和8年度に満了することから、国・県計画に準じ、空家対策、マンション施策、市営住宅などの住宅関連計画をとりまとめた「大津市住生活基本計画」を策定する。

## 2 計画期間

令和9年度～令和18年度(10年間)

## 3 取組みについて

### 【令和7年度】

市民アンケート調査、空家所有者等意識調査、マンション管理に係るアンケート調査、居住支援法人へのヒアリング調査の実施、実態調査の取りまとめ、課題整理、骨子案の作成

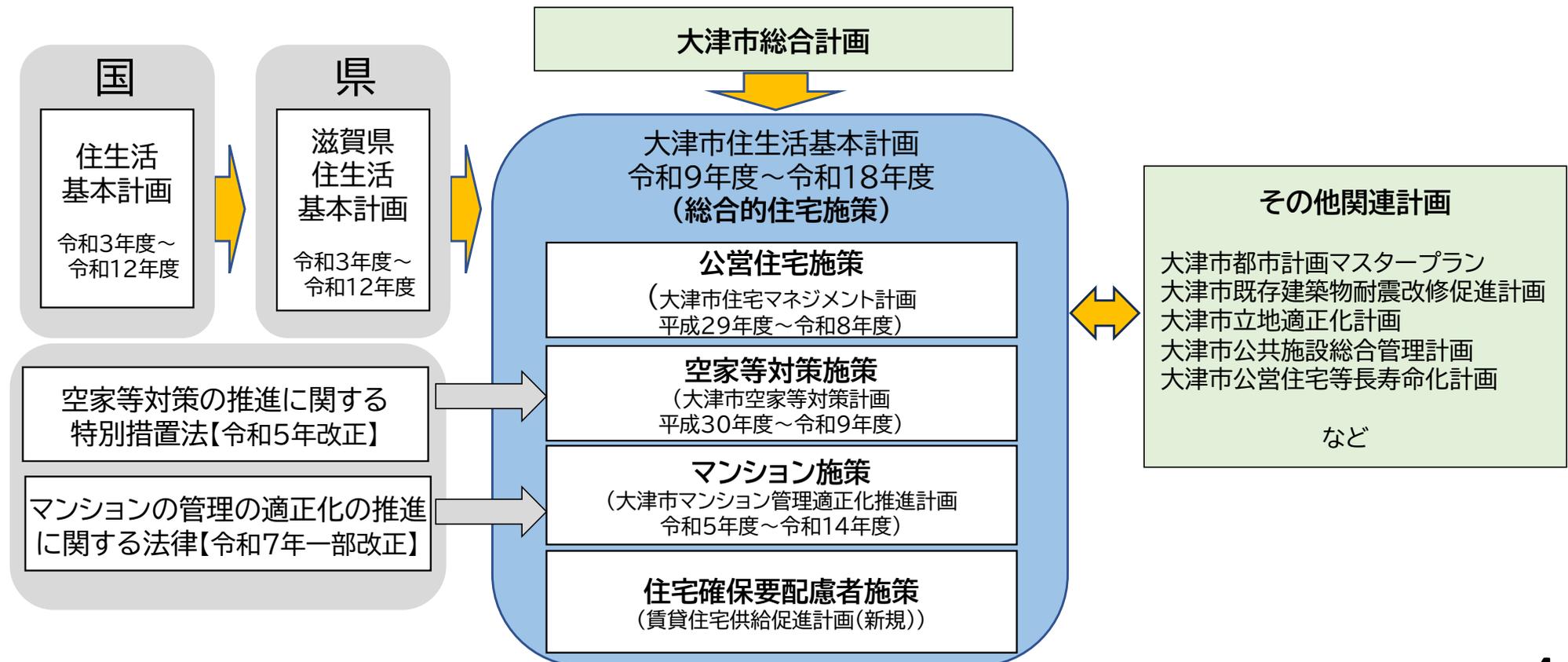
### 【令和8年度】

パブリックコメントの実施、計画の策定

# 本計画の位置付け

## 本計画の位置付け

本計画は、住生活基本法に基づいて定められた国の基本方針に基づき、「住生活基本計画(全国計画)」、「滋賀県住生活基本計画」、「大津市総合計画」等の上位計画や関連計画と整合・連携を図り、本市における住宅政策を総合的かつ計画的に展開するために策定する。



# 大津市総合計画での位置付け

第3期実行計画(R7年度～R10年度)

## 施策25 住環境の整備

### ◆ 動向と課題

高経年化したマンションにおいては、管理組合役員の担い手不足や空き住戸の増加による適切な管理の未実施が課題となる。また、少子高齢化の進行に伴い、管理が不十分な空き家等の問題が生じ、空き家や市営住宅の適正管理を図る必要がある。

### ◆ 施策目標

誰もが安心して暮らすことができる住環境を整備する。

### ◆ 取組の方向性

#### ◆ マンション管理の適正化

管理組合に対し、セミナーを周知し、アドバイザー派遣制度の活用を促すとともに、管理計画認定制度を活用する。

##### ◆ 注力する取組

- ・マンション管理基礎セミナーの開催

#### ◆ 空き家の適正管理

良好な生活環境を確保するため、空き家の発生を予防し、適正な管理を図る。

##### ◆ 注力する取組

- ・空家法に基づく特定空家及び管理不全空家に対する対策の実施

#### ◆ 市営住宅の適正管理

低所得者に対する住宅セーフティネットとしての機能を確保するため、市営住宅の規模及び管理戸数の適正化を図り、施設維持に向けた計画的な長寿命化の実施による適正管理を進める。

##### ◆ 注力する取組

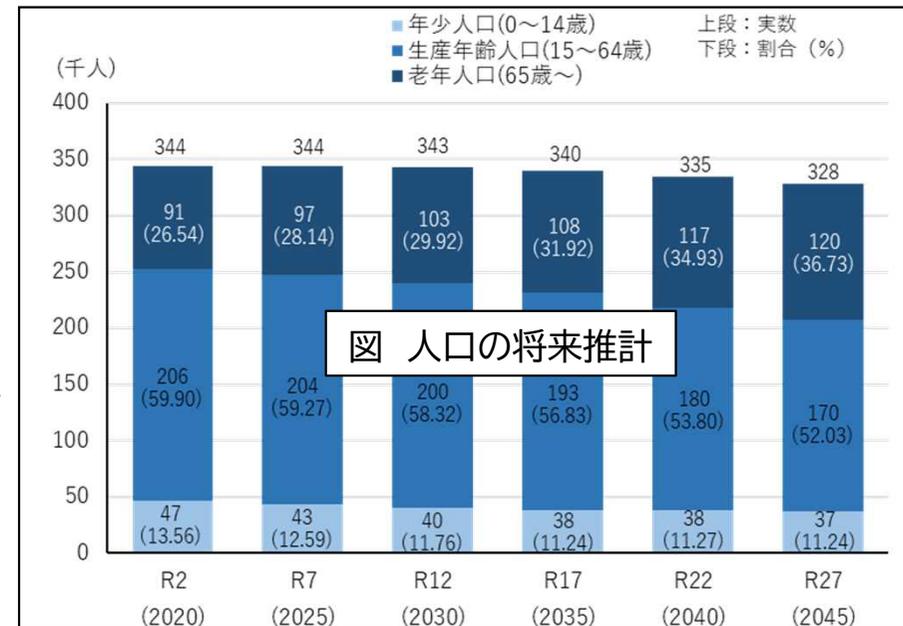
- ・市営住宅の管理戸数の適正化
- ・市営住宅の効率的な管理

# 大津市の現状①

## 将来人口推計

本市の総人口は横ばい傾向にあるものの、人口の将来推計では、減少していくことが見込まれており、今後は、より一層少子高齢化が進むことが想定されている。

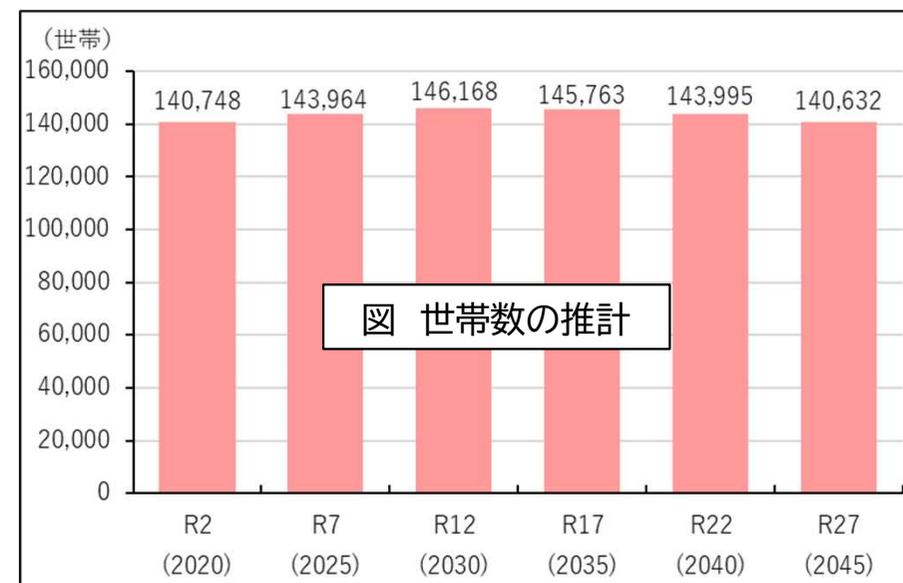
出典：大津市総合計画 第3期実行計画



## 世帯数推計

ストック推計プログラムにおける大津市の世帯数の推計は令和12年まで増加傾向で、以降は減少傾向で令和27年には140,632世帯になると予測されている。

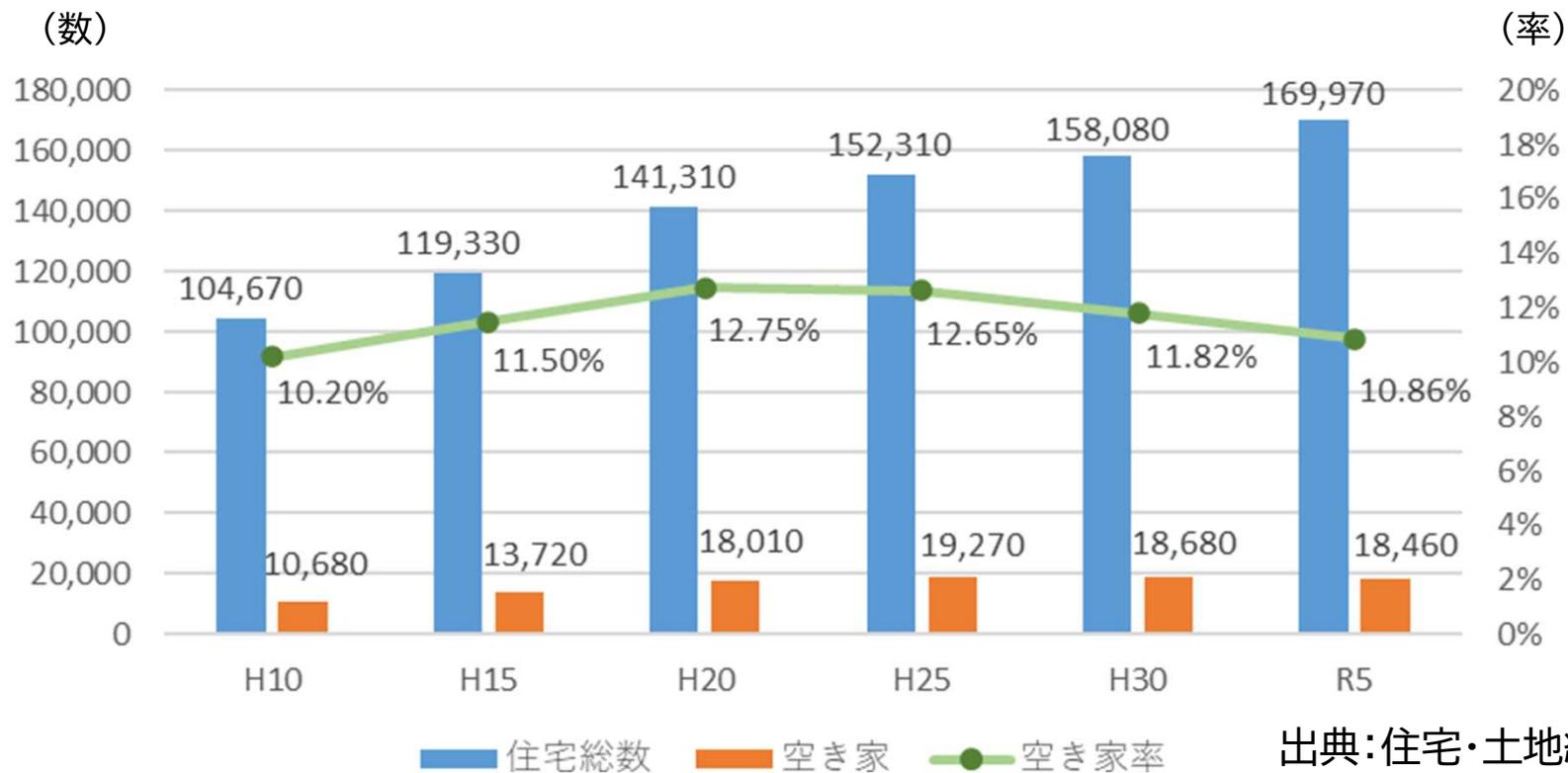
出典：国土交通省 国土技術政策総合研究所  
住宅確保要配慮者世帯数推計プログラムより



# 大津市の現状②

## 空き家の現状

住宅・土地統計調査によると、空き家の件数については、平成20年から、ほぼ横ばいとなっているが、住宅総数は増加傾向である一方、人口は減少していくことが見込まれていることから、今後空き家の件数は増加することが見込まれる。



出典:住宅・土地統計調査

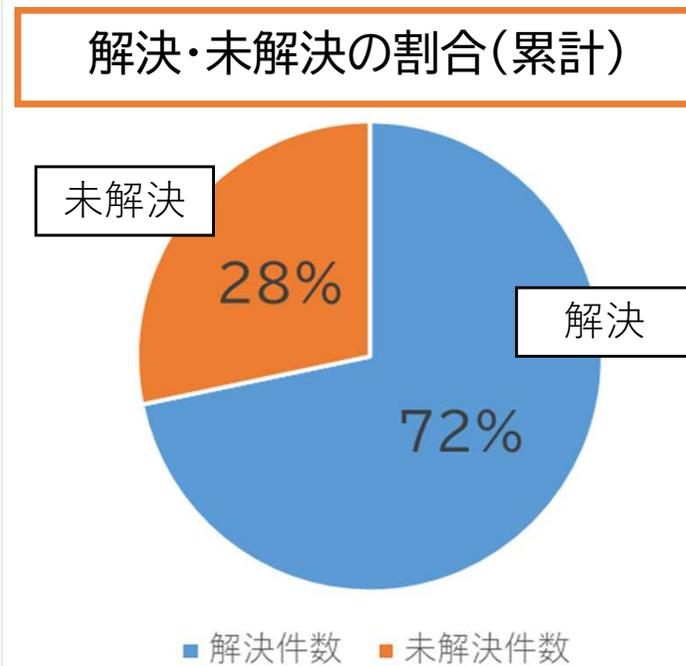
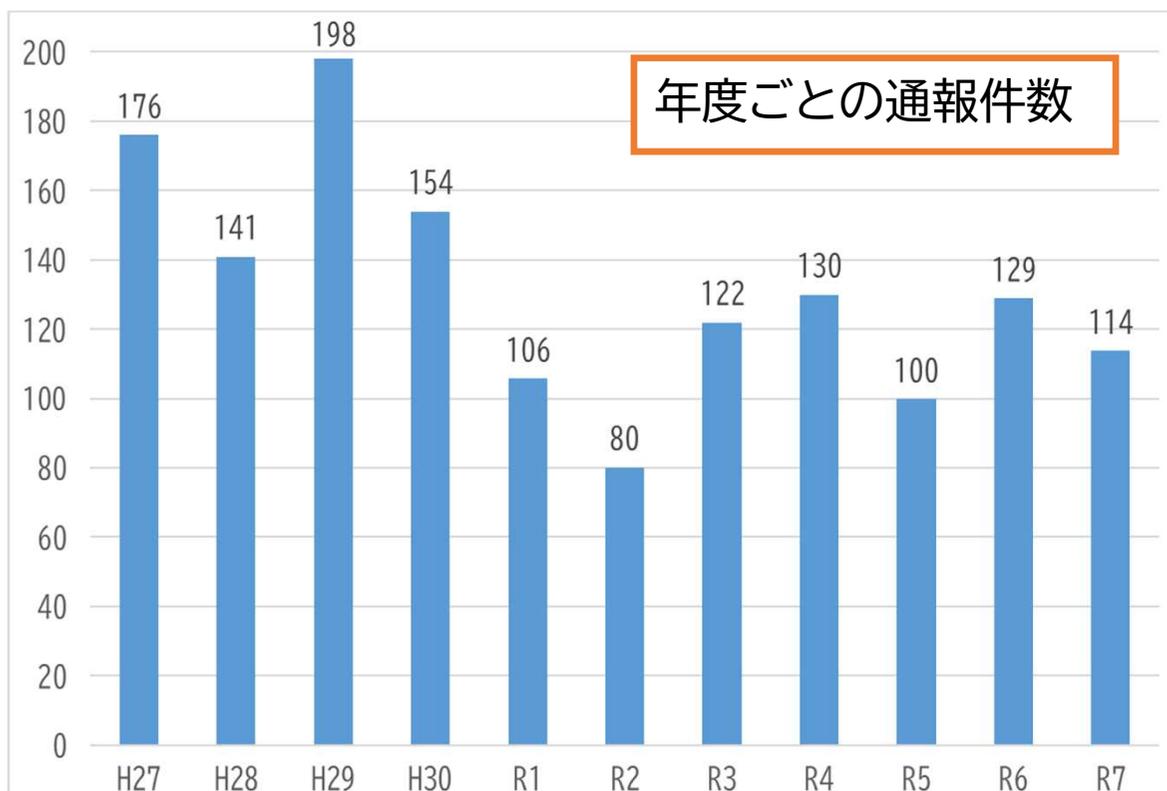
# 大津市の現状③

## 空き家の現状

毎年度100件を超える通報があり、空き家所有者に対する指導・助言によって、一定解決には至るものの、権利関係が複雑な案件は解決に至る期間が長期化する傾向がある。

また、国土交通省のガイドラインを基に令和7年3月に管理不全空家等の判断基準を作成し、令和7年度から通報のあった空き家に対し、判断を実施している。

種別	特定空家等	管理不全空家等
認定件数	9件	37件

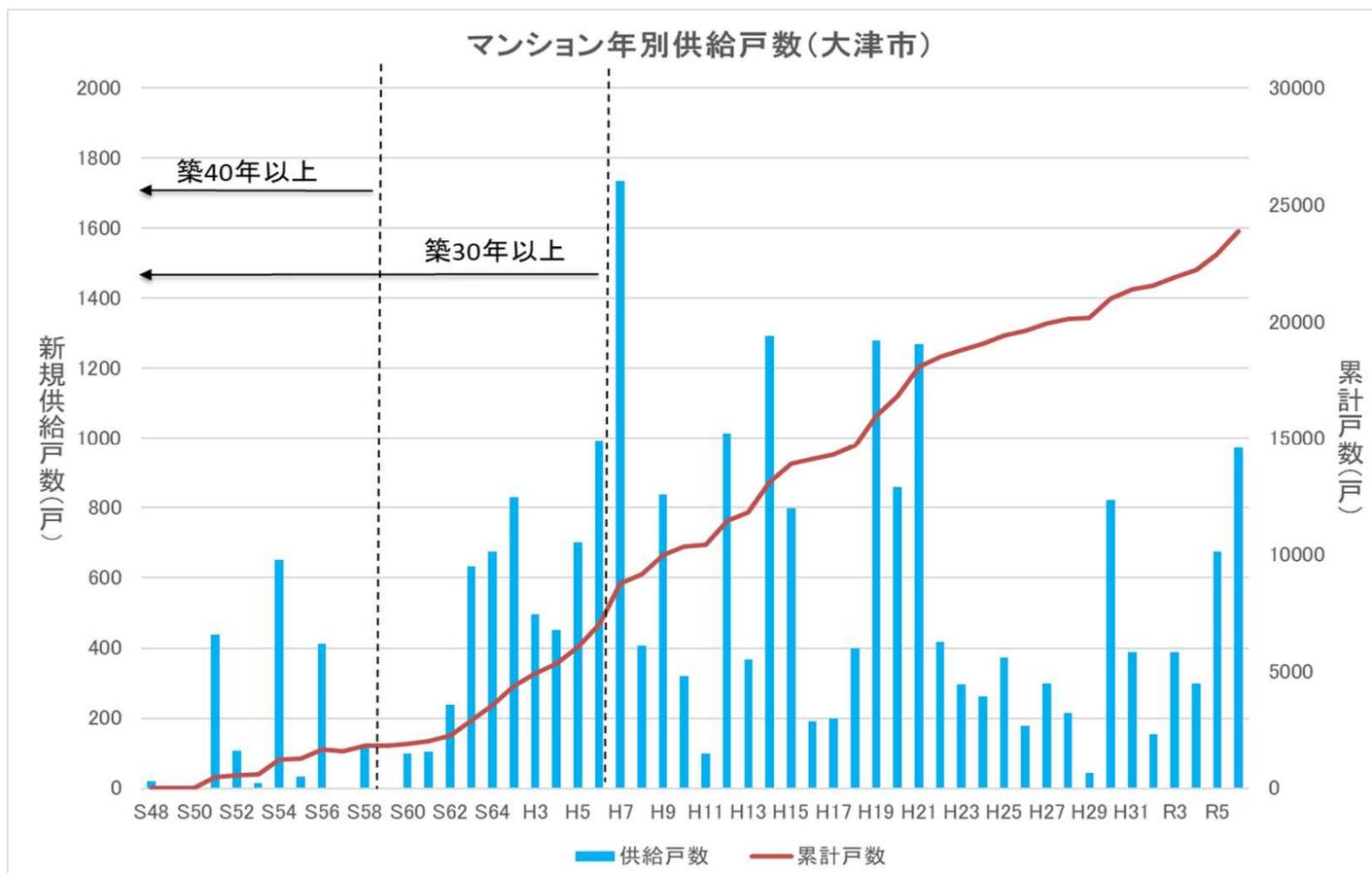


令和7年12月末現在

# 大津市の現状④

## マンションストック数

本市の分譲マンション数は増加傾向にあり、令和7年3月末現在でストック数24,123戸、265管理組合と市民の居住形態として重要な位置を占めている。このうち築30年以上のストック数は29.1%、7,023戸あり、10年後には約2倍の14,084戸と急増する。

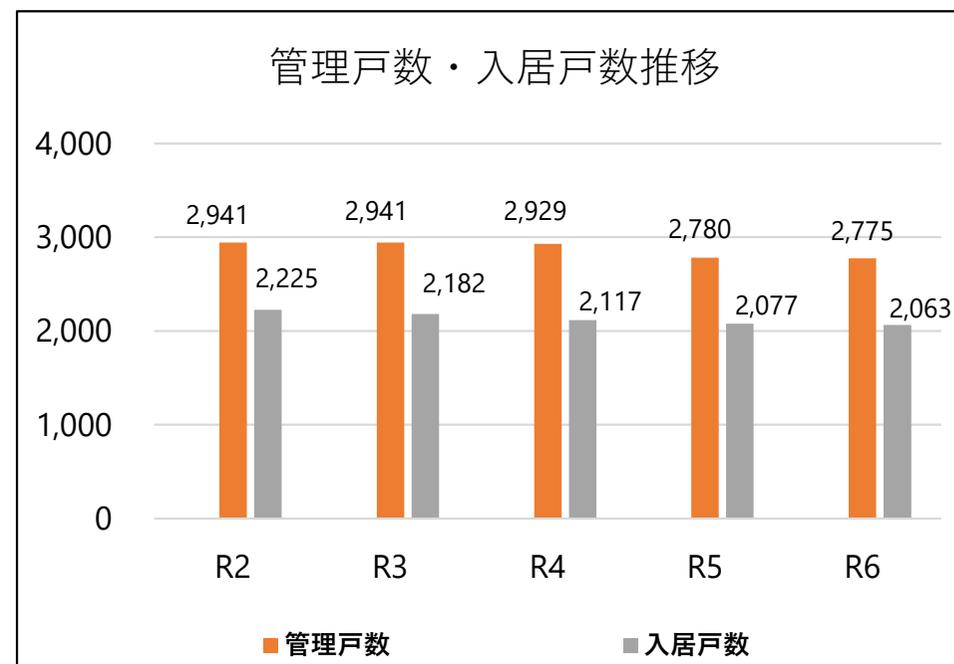


出典:大津市資料

## 市営住宅の現状

本市の市営住宅は、昭和30年代後半から昭和60年代にかけて多く建設されており、現在60団地、管理戸数2,775戸である。

うち、入居戸数は2,063戸で、年々、減少傾向となっている。(R7年3月31日現在)



## 大津市住宅マネジメント計画に基づく取組み

- 耐用年限が経過した市営住宅の用途廃止を行い、管理戸数の適正化を進めている。
- 「大津市公営住宅等長寿命化計画」に位置付けた市営住宅の外壁塗装工事や屋上防水改修工事等を、国庫補助を活用して計画的に実施し、市営住宅ストックの長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図っている。

# 大津市の現状⑥

## 市営住宅の用途廃止の状況

「大津市住宅マネジメント計画」に基づき、計画期間中に耐用年限が経過する市営住宅および耐震性が不足する市営住宅、14団地352戸を対象に、用途廃止を進めた。

計画当初、222戸の入居者があったが、199戸の住替え等を進め、6団地178戸の用途廃止を行い、現在の入居戸数は23戸である(R7年3月31日現在)。

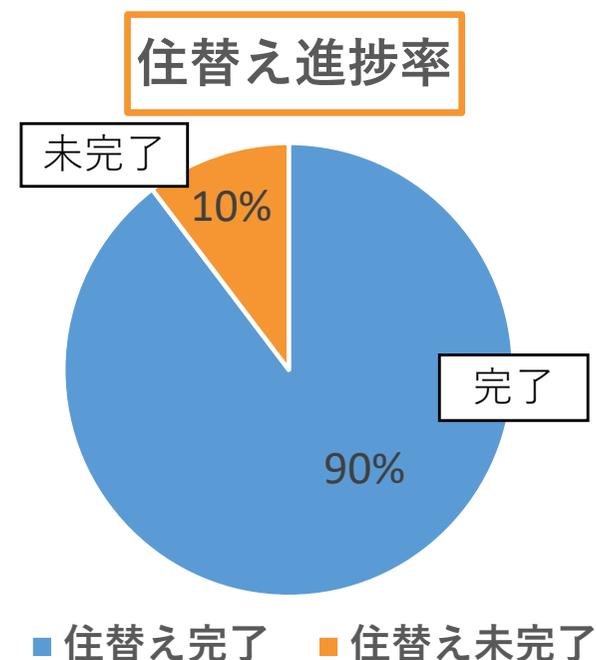
計画期間中に耐用年限を迎える市営住宅

住宅名	建築年	耐用年限	耐用年数	管理戸数
高橋川第一	1952	1982	30	1
高橋川第二	1953	1983	30	1
天神山※1	1968	1998	30	42
比叡辻	1974	2004	30	5
昭和第三	1977	2007	30	5
石山	1969	2014	45	129
大石	1970	2015	45	12
音羽台	1950	2020	70	24
御殿浜第二	1975	2020	45	4
檜山	1975	2020	45	19
西ノ庄第二	1977	2022	45	6
田上第二	1981	2026	45	10
下龍華	1982	2027	45	10
中央※2	1972	2042	70	84

※1.天神山団地については一部用途廃止済(6戸)。

※2.耐震性の不足により、耐用年限前に早期に用途廃止する。

※3.網掛け箇所は用途廃止した市営住宅。



# 大津市の現状⑦

## 住宅確保要配慮者世帯数、要支援世帯数

本市の住宅確保要配慮者世帯数は減少傾向で令和27年で23,244世帯と予測される。  
公営住宅の供給目標量となる要支援世帯数は減少傾向で、令和27年で2,044世帯と予測される。

表 住宅確保要配慮者世帯数の推計

世帯属性	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
低所得世帯(下記以外)	11,713	11,487	11,241	10,818	10,348	9,790
高齢単身世帯	4,156	4,322	4,458	4,503	4,505	4,438
高齢夫婦のみ世帯	1,697	1,765	1,821	1,832	1,812	1,760
子育て世帯	6,464	6,001	5,627	5,307	5,003	4,761
(うち ひとり親世帯)	1,776	1,736	1,700	1,647	1,586	1,531
外国人世帯	1,038	1,039	1,037	1,020	997	964
合計	26,844	26,351	25,885	25,127	24,251	<b>23,244</b>

表 要支援世帯数の推計

要支援世帯数	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
<b>A</b> 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数	850	867	883	882	871	850
<b>B</b> 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数	1,373	1,315	1,252	1,180	1,110	1,035
<b>C</b> 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数	180	168	151	136	124	115
<b>D</b> 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数	66	67	62	56	50	44
<b>A+B 合計</b>	2,223	2,182	2,135	2,062	1,981	1,885
<b>A+C 合計</b>	1,030	1,035	1,034	1,018	995	965
<b>A+B+C 合計</b>	2,403	2,350	2,286	2,198	2,105	2,000
<b>A~D 合計</b>	2,469	2,417	2,348	2,254	2,155	<b>2,044</b>

# 大津市の現状⑧

## その他の住宅政策に関する主な現状

	セーフティネット住宅	居住サポート住宅 ※R7.10.1制度開始	サービス付き高齢者向け住宅
概要	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅	日常生活を営むのに援助を必要とする要配慮者に対し、居住支援法人等による援助を提供する賃貸住宅	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けられることができる良好な住環境を備えた賃貸住宅
登録住宅数 (R8.1.15時点)	260件	0件	27件
登録戸数 (R8.1.15時点)	2,349戸 ※うち専用住宅0戸	0戸	858戸
備考	32件、57戸の空き住戸がある。 (R8.1.15時点)	全国においても登録数は32件、124戸にとどまっている。 (R8.1.15時点)	入居率92.0% (R7.10.1時点)

# アンケート及び実態調査の概要

	市民アンケート調査	空き家所有者等意識調査	マンション管理に係るアンケート調査	居住支援法人へのヒアリング調査
期間	令和7年9月26日 ～10月24日	令和7年9月12日 ～10月17日	令和7年10月8日 ～令和8年1月27日	令和7年12月2日 ～12月12日
配布数	3,000件	3,112件	265管理組合	14法人
回収数	1,501件 (紙907件、Web594件)	1,618件 (紙1,242件、Web376件)	140件 (紙122件、Web18件) (1月27日時点)	10法人 (12月25日時点)
回収率	50.0%	51.9%	52.8%	71.4%

# 市民アンケート調査結果

## 大津市の住まいの特徴(抜粋)

「持ち家一戸建て」が**57.3%** 「築年数30年以上」が**44%** 「木造住宅」が**48%**

親または子世帯との「同居・近居」が**53%**

親または子世帯との同居での問題意識「病気や介護に関すること」が**32.5%**

転居や住み替えの検討理由「現在の住まいが狭い、古いなど不満があるから」が**24.3%**

- ✓ 住宅ストックの中心が個人所有の戸建て住宅である
- ✓ 老朽化した木造戸建て住宅が一定数存在する
- ✓ 家族間で支え合う居住形態が一定程度定着している
- ✓ 既存住宅ストックの質に対する不満が居住行動に影響している

## 大津市に力を入れてほしい住宅政策

「高齢者への支援」が**15.4%**

「医療・福祉施設の充実」が**13.1%**

「地域交通の充実」が**11.9%**

- ✓ 高齢者への支援を重視する意識が一定程度高まっている
- ✓ 医療・福祉施設を含めた生活基盤全体の充実を求める傾向がある
- ✓ 日常生活を支える移動手段として地域交通の重要性が認識されている

## 公営住宅や福祉的支援を伴う住宅制度に期待する役割

「高齢者や障がいを持つ方など、特別な配慮が必要な方の安心した暮らしを支える役割」が**26.7%**

「経済的に困窮している方や、住まいに困っている方のための役割」が**21.5%**

「所得に応じた家賃で、安定した住居を提供する役割」が**18.9%**

- ✓ 住宅確保に配慮を要する層への支援機能を重視している
- ✓ 公的住宅が最後の受け皿として期待されている
- ✓ 長期的に安定した居住を可能とする制度への期待が高い**15**

# 空き家所有者等意識調査結果

## 建物の建築時期

「昭和55年以前(※)の建築物」が**52.1%** ※耐震基準が大幅に見直される前の建築物  
「昭和56年以降の建築物」が**29.0%** 「不明、その他、無回答」が**18.9%**

## 建物の状態

建物の修繕や建替えが必要な状態が**43.3%**

## 建物の今後の予定

別の用途での利活用希望が**38.3%**

## 空き家の期間

空き家となっている期間が5年以上**37.6%**

## 制度への認知度

改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の内容を知っているか。

→ いいえ **70.3%**

令和6年4月1日から相続登記が義務化されたことを知っているか。

→ はい **51.5%**

令和8年4月1日から住所や名前の変更登記が義務化されることを知っているか。

→ いいえ **60.7%**

- ✓ 昭和55年以前に建築された旧耐震基準の建物が多く存在している
- ✓ 建物の建築年が古い建物は状態が良くないものが多い一方、建築年が新しい建物はすぐに利活用が可能である

- ✓ 空き家を別用途で利活用を希望されている所有者が一定程度存在する一方、空き家の期間が長期化するリスクがある

- ✓ 空き家対策に関する法制度全体が断片的にしか認識されていない状況が読み取れる

# マンション管理に係るアンケート調査結果

## 管理組合の運営に関する状況

「役員のみ手不足」に悩む**47.9%**

役員のみ手不足に悩んでいる理由

…入居者の高齢化**46.8%**

…仕事が忙しい**33.9%**

- ✓ 管理組合運営において、役員のみ手不足が深刻化している
- ✓ 入居者の高齢化が進行し、管理運営への主体的な関与が難しくなっている傾向がみられる
- ✓ 就労世代においても、時間的制約により役員就任が敬遠されている

## 長期修繕計画及び修繕積立金に関する状況

長期修繕計画を竣工時・竣工以降に作成したまま

改定していないマンションは**12.9%**

修繕積立金の見直しについて「未定」と

回答したマンションは**44.3%**

- ✓ 長期修繕計画や修繕積立金の見直しについて、方向性を定められていない管理組合が多い状況がみられる
- ✓ 将来の修繕に対する認識はあるものの、具体的な判断や合意形成が進んでいない傾向がうかがえる

## マンション管理における主な困りごと

「区分所有者、居住者の高齢化」が**31.3%**

「修繕積立金の不足」が**11.9%**

「理事の選任が困難」が**10.0%**

- ✓ マンション管理上の課題として、区分所有者や居住者の高齢化が最も大きな要因となっている
- ✓ 財務面(修繕積立金)と運営面(理事の選任)の両面で、管理体制の脆弱化が進みつつある
- ✓ 人的・金銭的な管理資源の不足が、複合的に管理上の困難さを生じさせている

# 居住支援法人へのヒアリング調査

## 住宅確保要配慮者が直面する住居探しの主な障壁

「保証人・緊急連絡先の確保困難」が17.6%

「収入面の課題」が15.7%

「心身の健康状態」が11.8%

- ✓ 住居探しにおいて、制度外の人的関係(保証人・緊急連絡先)への依存が大きい
- ✓ 住宅確保の可否が、家賃負担の能力など経済条件に強く左右されている

## 居住支援法人が行政や関係団体とすでに連携しているか

「連携している」が80.0%(8/10団体)

- ✓ 居住支援法人は、行政や福祉等の関係機関と一定程度連携が進んでいる
- ✓ 居住支援法人は、支援体制は構築されつつある一方で供給可能な住宅が限られている

## 居住支援法人が住宅確保要配慮者への支援を行う上での課題

「入居可能な物件の不足」が52.6%

# アンケート調査から見えた課題

## 市民アンケート

- ✓ 耐震化や長寿命化等の老朽化への対応
- ✓ 居住者の高齢化や世帯構成の変化による維持管理負担の増大
- ✓ 将来的な管理不全住宅や空き家の発生による住環境の悪化
- ✓ 介護や見守りを前提とした住まいの性能や間取りの不足
- ✓ バリアフリー化や住環境改善が進んでいない世帯が一定数存在
- ✓ 高齢期を見据えた住まいと生活支援の一体的な整備
- ✓ 高齢者・障がい者等に配慮した住宅の確保及び見守り体制の充実
- ✓ 低所得世帯の住宅確保を支えるセーフティネット機能の強化
- ✓ 所得階層に応じた適正な家賃設定と持続可能な公営住宅運営

## 空家所有者アンケート

- ✓ 老朽化空き家の安全確保及び除却の促進
- ✓ 空き家の管理不全化、長期化、放置リスクの拡大
- ✓ 法律や制度に関する認知度の低さ
- ✓ 空き家の利活用希望(売却、賃貸など)に向けた相談体制の強化

## マンションアンケート

- ✓ 管理組合役員の恒常的な人材不足
- ✓ 高齢化を前提とした管理運営体制への転換の遅れ
- ✓ 役員業務の負担感増大による管理機能の低下
- ✓ 修繕積立金不足による計画的修繕の未実施
- ✓ 将来的な一時金徴収や住民負担の急増
- ✓ マンションの老朽化進行と資産価値の低下
- ✓ 管理不全マンションへの移行リスク増大

## 要配慮者支援ヒアリング

- ✓ 保証人・緊急連絡先を確保できないことによる入居機会の制限
- ✓ 低所得層における民間賃貸住宅へのアクセス困難
- ✓ 心身の不調を抱える世帯への継続的な居住支援体制の不足
- ✓ 住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅の不足
- ✓ 住宅供給側への働きかけやインセンティブ施策の不足

# 現計画（大津市空家等対策計画）

## 大津市空家等対策計画(H30年度～R9年度)

### 基本的な方向性と施策

① 老朽化した空家等の適正管理及び除却の推進
●空家等の適正管理の促進、発生の予防・抑制
② コンパクトなまちづくりに寄与する空家等利活用の促進
●居住誘導区域内や都市機能誘導区域内の空き家の活用促進
●全国版空き家バンクの活用による、広域的な情報発信
③ 子育て世帯に主眼を置いた定住促進に向けた事業推進
●子育て世帯の転入の維持向上に向けた住宅ストックの有効活用
④ 都市計画等と連動した空家等対策の推進
●観光拠点等としての空き家の有効活用

### 課題

- ✓ 周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理
- ✓ 市内全域の空き家の実態把握
- ✓ 相続人不存在や所有者が不明な空家等への対応

### 実績

空家対策の取り組み	実績
定住促進リフォーム補助事業	平成30年度から令和6年度までに76世帯、179人の転入により、定住促進と空き家が有効活用された
大津市空き家バンク	令和元年度から運用を開始 物件の登録:10件 成約:1件
空家等対策施策の周知・情報提供	冊子の作成・配布や情報誌への広告掲載

# 現計画（大津市マンション管理適正化推進計画）

## 大津市マンション管理適正化推進計画(R5年度～R14年度)

### 基本的な方向性と施策

① 管理の適正化に関する啓発及び知識の普及
●マンション管理基礎セミナーの開催
② 管理計画認定制度の普及及び促進
●管理計画認定制度の実施
●情報発信及び啓発用リーフレットの配布
③ 自主的で適切な管理に関する支援
●マンション管理士等の派遣
④ 管理状況の把握の推進
●マンション管理の実態調査、追跡調査

### 課題

- ✓ 区分所有者のマンション管理に関する知識不足や関心の低さ
- ✓ 管理組合による自律的な適正管理による管理水準の向上
- ✓ 管理が不適切なマンションの実態把握
- ✓ 修繕積立金が不足するマンション管理組合が一定数存在する

### 目標と実績

指標	目標値(R14年度)	実績(R8.1.15時点)
30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	75%	47.1%
管理計画の認定件数(管理組合数)	30件	28件
管理状況を把握してる割合(アンケート回収率)	概ね100%	88.3%

# 現計画（大津市住宅マネジメント計画）

## 大津市住宅マネジメント計画(H29年度～R8年度)

### 基本的な方向性と施策

① 市営住宅の管理戸数の適正化
●耐用年限が経過した市営住宅の計画的な用途廃止
② 市営住宅の管理コストの削減
●指定管理者制度の導入
●計画修繕工事の実施による市営住宅の長寿命化
③ 居住水準の向上
●福祉部局との連携やセーフティネット住宅の登録推進
●特定目的住宅の整備の推進

### 課題

- ✓ 建物の老朽化や入居者の高齢化等を踏まえた、市営住宅の管理戸数の適正化の検討
- ✓ 大津市公営住宅等長寿命化計画に基づいた計画修繕の実施による適正な管理の推進
- ✓ 福祉部局との更なる連携や、指定管理者との連携による、セーフティネット機能の向上
- ✓ 団地内の全ての入居者の退居が完了しないと、用途廃止が進まない

### 目標と実績

指標	目標値(R8年度)	実績(R7.3.31時点)
耐用年限が経過した市営住宅の用途廃止	352戸(用途廃止)	178戸
特定目的住宅の整備	422戸(毎年度15戸整備)	391戸

## ②今後の方向性

## 空家

- 管理が適切でない空き家については、これまでの対策に加え、法改正を踏まえた管理不全空家等の判断を進めるなど、長期化・深刻化を防げるよう早期の対策を講じる。
- 空き家の発生予防から適正管理、利活用に至るまでを一体的に捉え、地域の安全性や住環境の向上に資する施策を検討する。
- 空家等管理活用支援法人の指定や財産管理制度の活用など、法改正の内容を盛り込んだ計画とする。
- 空き家の所有者に対して実施した意識調査の結果や、今後の社会情勢や地域特性を踏まえ、空き家の利活用などの施策を検討する。

※空家等対策計画は、別途「大津市空家等対策協議会」に諮り、当該計画に盛り込むこととしている。

## マンション

- 令和5年3月に策定した計画の中間見直しとして、目標数値等の見直しを行う。
- マンションは、今後も市民の重要な居住形態として位置づけられることから、管理不全を未然に防ぐため、管理の実態を把握するとともに、長期間にわたり良好な居住環境と資産価値を維持できるよう、自主的な管理の支援にかかる施策を推進する。
- 管理組合による自主的な管理運営を基本としつつ、管理計画認定制度の活用やマンション管理士派遣制度等を通じて、管理体制や修繕計画の適正化を後押し、管理組合の自律的な管理水準の向上を図る。

## 市営住宅

- 市営住宅は、住宅確保要配慮者に対するセーフティネットとしての役割の中核に位置づける。
- 今後、多くの中層耐火構造の市営住宅が耐用年限を迎えることから、公的な支援による居住の安定の確保が必要な要支援世帯数や、今後の社会情勢の変化を踏まえ、市営住宅の規模及び管理戸数の適正化を図る。
- 施設維持に向けた計画的な長寿命化工事の実施などにより、市営住宅の適正な管理を進めていく。

## 居住支援

- 公営住宅による住宅セーフティネットを補完するものとして、公営住宅の入居対象世帯も含め、多様な住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居を図るための施策を検討する。
- 住宅確保要配慮者や、多様化・複雑化する居住ニーズに対応するため、福祉部局や関係団体との連携を強化し、支援体制の構築を検討する。

## その他(住生活関係施策)

- 大津市既存建築物耐震改修促進計画等、住生活と関連する計画と整合させ、市民の住まいや暮らしの安全確保にかかる施策を促進させる。

# 基本理念・方針(案)

## 基本理念1

既存ストックの  
有効活用

方針1 空き家の適正管理および利活用  
【大津市空家等対策計画】

空家等対策施策

方針2 分譲マンションの適正な管理  
【大津市マンション管理適正化推進計画】

マンション施策

方針3 市営住宅の適正な管理  
【市営住宅の方向性】

公営住宅施策

方針4 住宅確保要配慮者の住まいの確保  
【賃貸住宅供給促進計画】

住宅確保要配慮者施策

## 基本理念3

住まい・くらしの  
安全確保

方針5 安心・安全な住環境の構築  
【耐震化の促進等 住生活関連計画との整合】

その他住生活関連施策

# 施策の方向性、成果指標等

施策の方向性、成果指標等については、令和8年度において、大津市住生活基本計画策定に係る意見聴取会を通じて検討する。

令和7年度

令和8年度

実態調査



骨子案検討



施策の方向性



成果指標の設定

# 今後の予定

時期			大津市住生活基本計画策定	大津市空家等対策協議会	議会	
令和8年	2月	13日	第1回意見聴取会			
	3月	中旬			施設常任委員会	
	6月	中旬			施設常任委員会	
	7月	初旬			第1回協議会	
		下旬	第2回意見聴取会			
	10月	初旬			第2回協議会	
		下旬	第3回意見聴取会			
	12月	中旬			施設常任委員会	
	下旬	パブリックコメントの実施				
令和9年	1月	下旬	パブリックコメントのとりまとめ			
	2月	初旬		第3回協議会		
		下旬	第4回意見聴取会			
	3月	中旬				施設常任委員会
		末	大津市住生活基本計画の策定			
4月		大津市住生活基本計画の施行				